

大阪狭山市 2025 年大阪・関西万博会場子ども無料招待事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、2025 年大阪・関西万博において、次世代を担う子どもたちが、世界の最先端技術や価値観などに直接触れる体験を重ねることで、新しい未来社会の創造に向け、自らの将来にチャレンジできるよう、大阪狭山市内在住の子どもたちに 2025 年大阪・関西万博のチケット ID を配付するため、大阪狭山市（以下「市」という。）において、大阪狭山市 2025 年大阪・関西万博会場子ども無料招待事業（以下「本事業」という。）を実施すること及び大阪府 2025 年日本国際博覧会子ども招待事業（以下「府事業」という。）で構築するシステム等を利用し、大阪府（以下「府」という。）と市が連携して本事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、第4条に規定する配付対象者（以下「配付対象者」という。）に対し、第5条に規定するチケット ID を配付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 万博 ID 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が提供する万博関連サービスに共通で使用するログイン ID をいう。
- (2) チケット ID 2025 年大阪・関西万博の入場に必要となる 10 桁の ID であって、万博 ID に結び付けて有効化することができるものをいう。
- (3) こども招待 1 日券 本事業で配付するチケット ID であって、会期中 1 度に限り入場することができるものをいう。

(配付対象者)

第4条 本事業の配付対象者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 申請日時点において、市の区域内に居所を有している者
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日時点で、4 歳から 17 歳までの者
- (3) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者又は大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第3項に規定する暴力団密接関係者

イ 拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ウ 既に本事業又は本事業に準ずるものとして他の地方公共団体により実施された事業において交付決定された者

（配付するチケットID等）

第5条 本事業において配付するチケットIDは、こども招待1日券とし、配付対象者1人につき1枚とする。

2 大阪狭山市長（以下「市長」という。）は、申請者が申請した内容について、公的機関から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、氏名、生年月日及び住所（以下「本人確認情報」という。）を確認できるもの（以下「本人確認書類」という。）をもって同一の者であることを審査したのち、電子メール又は郵送により申請者を通じてこども招待1日券を配付するものとする。

（申請者等）

第6条 本事業の申請者は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、配付対象者を現に監護するもの）、世帯主である配付対象者又は市長が申請者として適当であると認める者とする。ただし、配付対象者が施設（別表に掲げるものに限る。以下同じ。）へ措置等がなされ、当該施設に入所している場合は施設の責任者（以下「施設長」という。）を申請者とし、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親又は同条第2号に規定する養子縁組里親に限る。以下同じ。）へ措置等がなされている場合は里親を申請者とする。

2 申請者は、複数の配付対象者の申請（以下「複数人申請」という。）をまとめて申請することができる。

3 申請者は、本事業に係る申請と合わせて府事業に係る申請（以下「一括申請」という。）をすることができる。この場合において、本事業及び府事業の配付対象者が同一の場合は、大阪府知事（以下「知事」という。）が当該配付対象者の本人確

認書類等による審査を行うことをもって、本事業の当該配付対象者の審査が行われたものとする。

4 申請は、市長が指定するインターネット上の特設WEBサイト内に設置する電子申請システムにより行うこととし、それにより難しい場合は郵送申請書（様式第1号）の提出により行うこととする。ただし、申請者が施設長の場合は、第7項に規定する方法によることとする。

5 施設長を除く申請者は、申請に当たり、申請者及び配付対象者の本人確認書類として次に掲げるいずれかの写しを添付しなければならない。ただし、世帯主である配付対象者は、自身の住民票（世帯主及び続柄が記載され、個人番号が記載されていないもので3箇月以内に発行されたものに限る。）等の写しを添付しなければならない。

(1) 本人確認情報が記載された個人番号カード、住民票（世帯主及び続柄が記載され、個人番号が記載されていないもので3箇月以内に発行されたものに限る。）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証又は資格確認書

(2) その他市長が前号に準ずるものとして特に認めるもの

6 里親が申請する場合は、前項の本人確認書類に加え、大阪府が発行するはぐくみホーム（養育里親）証明書、養子縁組里親証明書若しくは専門里親証明書、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等にかかる医療の給付に関する取扱いについて」に定める受診券又は里親であることが確認できる証明書の写しを添付しなければならない。

7 施設長が申請する場合は、施設に入所している配付対象者の氏名及び生年月日について入所（委託）措置通知書等による確認を行った上で、施設用申請書（様式第2号）及び配付対象者一覧表（様式第3号）を提出しなければならない。

8 申請受付期間は、令和6年9月13日から令和7年9月30日までとする。ただし、郵送により申請が行われた場合は、令和6年9月13日から令和7年9月12日までのいずれかの日の消印が押印されているものを有効なものとして受け付けるものとする。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、こども

招待1日券の交付が適当であると認めたときは交付決定をし、適当でないと認めたときは不交付決定をする（交付決定及び不交付決定を以下「決定」という。）ものとする。ただし、府事業の配付対象者に該当する者については知事が決定するものとする。

- 2 市長は、申請者が申請した内容に不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めるものとする。ただし、軽微な不備については、職権により補正することができるものとする。

（交付決定等の通知）

第8条 市長は、前条に規定する決定を行った場合は、申請者に対し、こども招待1日券交付決定通知書（様式第4号）又はこども招待1日券不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 前項及び次条に規定する通知は、同通知内容を電子メール本文に記載し送信することによって行うものとする。ただし、郵送申請書の提出による申請があった場合は、この限りでない。

- 3 市長は、複数人申請又は一括申請をした者に対し、審査結果をまとめて通知するものとする。ただし、市長及び知事の決定時期に差異がある場合は、市長及び知事の決定通知時期が異なる旨を明示したうえで、決定したものから通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、交付決定を取り消すことができるとともに、本事業に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第4条に規定する要件に該当していなかった場合
- (2) こども招待1日券を配付対象者以外に譲渡した場合
- (3) こども招待1日券を不正に取得した場合
- (4) こども招待1日券を他人に交換・売却し、利益を得た場合
- (5) こども招待1日券を担保に供し、又は質入れを行った場合
- (6) こども招待1日券の取得や使用等に関して詐欺等の犯罪行為を行った場合
- (7) その他この要綱に反する行為等、市長が不当と認める行為を行った場合

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、当該交付決定を受けた

者に対し、こども招待1日券交付取消決定通知書（様式第6号）により通知するとともに、こども招待1日券の無効化を博覧会協会に対して依頼するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、第6条の規定による申請を受けたとき又は第8条の規定による交付決定を行ったときにおいて、交付要件に該当するか確認するために必要と認める場合は、当該申請者又は交付決定を受けた者に対し、調査を実施することができる。

2 申請者又は交付決定を受けた者が前項の規定による調査に応じない場合は、市長は、第7条に規定する不交付決定又は前条に規定する交付決定の取消し等を行うことができる。

（紛争の解決等）

第11条 市長は、配付したこども招待1日券の盗難・紛失・滅失等について、一切の責任を負わないものとする。

2 申請者又は配付対象者と博覧会協会との間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 市長は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）、大阪狭山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪狭山市条例第23号）その他法令を遵守するとともに、個人情報保護に係る適切な措置を講じるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和6年12月2日から施行し、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業に係る施設
同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る施設
同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関
同法第37条に規定する乳児院
同法第41条に規定する児童養護施設
同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設
同条第2号に規定する医療型障害児入所施設
同法第43条の2に規定する児童心理治療施設
同法第44条に規定する児童自立支援施設